

伊勢志摩サミット開催時における小型無人機の飛行の禁止に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、伊勢志摩サミットの開催時において中部国際空港及びその周辺の地域等における要人に危険を及ぼすおそれのある小型無人機の飛行を禁止することにより、これらの地域における危険を未然に防止し、もって県民生活の安全と平穏を確保することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 小型無人機 飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船その他航空の用に供することができる機器であって構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦（プログラムにより自動的に操縦を行うことをいう。）により飛行させることができるものをいう。

二 要人 内閣総理大臣及びその配偶者並びに別表に掲げる者をいう。

三 対象地域 常滑市セントレア一丁目、セントレア二丁目、セントレア三丁目、セントレア四丁目、セントレア五丁目、りんくう町一丁目、りんくう町二丁目及びりんくう町三丁目の区域並びに中部国際空港の標点から四千メートル以内の

海域をいう。

四 対象施設周辺地域 次条第一項の規定により指定された区域をいう。

(対象施設周辺地域の指定等)

第三条 知事は、小型無人機の飛行による要人への危険を未然に防止することが必要と認める施設の敷地（一の建築物又は用途上不可分の関係にある二以上の建築物のある一団の土地をいう。）又は区域及びそれらの周囲三百メートルの区域内で必要と認める区域を対象施設周辺地域として指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、公安委員会（当該指定をしようとする区域に海域が含まれる場合にあっては、公安委員会及び第四管区海上保安本部長）と協議しなければならない。

3 知事は、第一項の規定による指定をするときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。

4 知事は、対象施設周辺地域についてその指定の必要がなくなつたと認めるときは、直ちに、その指定を解除し、その旨を告示しなければならない。

(対象地域及び対象施設周辺地域の上空における小型無人機の飛行の禁止)

第四条 何人も、平成二十八年五月十六日から同月二十八日までの間は、対象地域及び対象施設周辺地域の上空において、小型無人機を飛行させてはならない。ただし、次条第一項の規定による知事の許可を受けた者がその許可を受けたと

ころに従い小型無人機を飛行させる場合及び国又は地方公共団体がその業務として小型無人機を飛行させる場合については、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により国又は地方公共団体がその業務として小型無人機を飛行させようとするときは、当該国又は地方公共団体は、あらかじめ、その旨を知事に通知するものとする。

3 知事は、前項の通知を受けたときは、その旨を公安委員会に通知するものとする。

(飛行の許可)

第五条 前条第一項に規定する期間内に、対象地域又は対象施設周辺地域の上空において、小型無人機を飛行させようとする者(国及び地方公共団体を除く。)は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

2 知事は、要人への危険を未然に防止するため必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

3 知事は、第一項の許可をしたときは、その旨を公安委員会に通知するものとする。

(許可の取消し)

第六条 知事は、前条第一項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

- 一 第四条第一項の規定に違反したとき。
- 二 前条第二項の規定により許可に付けられた条件に違反したとき。
- 三 次条第一項の規定による命令に違反したとき。
- 四 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

2 前条第三項の規定は、前項の規定による許可の取消しについて準用する。

(安全の確保のための措置)

第七条 知事は、要人に危険を及ぼすおそれがあると認められるときは、第四条第一項の規定又は第五条第二項の規定により許可に付けられた条件に違反して小型無人機を飛行させている者又は飛行させるおそれがある者に対し、当該小型無人機を対象地域又は対象施設周辺地域の上空から退去させることその他要人への危険を未然に防止するために必要な措置をとることを命ずることができる。

2 知事は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公安委員会に通知するものとする。

3 第一項の規定による措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらない場合又は小型無人機を飛行させている者若しくは飛行させるおそれがある者に対し同項の規定による措置をとることを命ずるいとまがないと認められる場合であって、要人への危険を防止するためやむを得ないと認められるときは、職員

又は警察官は、必要な限度において、当該小型無人機の飛行の妨害又は破損その他の必要な措置をとることができる。

(関係機関への連絡等)

第八条 知事は、この条例の適切かつ円滑な運用を図るため、第四管区海上保安本部その他の関係機関と密接に連絡し、必要があると認めるときは、これらの機関に協力を求めるものとする。

(規則への委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第四条第一項の規定又は第五条第二項の規定により許可に付けられた条件に違反して小型無人機を飛行させた者

二 第七条第一項の規定による命令に違反した者

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成二十八年五月二十八日限り、その効力を失う。

3 この条例の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この条例は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

別表（第二条関係）

一 外国の元首（当該国の憲法に基づき元首の任務を遂行する団体の構成員を含む。）及び外国の元首の任務を代行し得る地位にある者並びにこれらの者の家族の構成員

二 外国の政府の長及び外国の政府の長の任務を代行し得る地位にある者並びにこれらの者の家族の構成員

三 外国の外務大臣及びこれに同行する家族の構成員並びに外国の外務大臣に準ずる地位にある者

四 外国の外務大臣以外の外国の大臣及びこれに同行する家族の構成員並びに外国の外務大臣以外の外国の大臣に準ずる地位にある者

五 国際連合の事務総長及び事務次長並びに我が国が加盟国となっている国際機関の事務局長並びにこれらに同行する家族の構成員

六 前各号に掲げる者以外の者で、知事がこれらの者と同等の接遇を行う必要があると認めて指定するもの